

帯 広 市 水 防 計 画

令和 7 年 2 月
帯 広 市

【 目 次 】

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	7
第 3 章	重要水防箇所	10
第 4 章	予報及び警報	11
第 5 章	気象予報等の情報収集	21
第 6 章	ダム・水門等の操作	22
第 7 章	通信連絡	23
第 8 章	水防施設及び輸送	26
第 9 章	水防活動	27
第 10 章	水防信号、水防標識等	31
第 11 章	協力及び応援	33
第 12 章	費用負担と公用負担	35
第 13 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水防止のための措置	37
資料編		38

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる帯広市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

- 1 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。
- 2 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。
- 3 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。
- 4 消防機関 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
- 5 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。
- 6 水防団 法第 6 条に規定する水防団をいう。
- 7 量水標管理者 量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。
- 8 水防協力団体 法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

- 9 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。
- 10 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。
- 11 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第 13 条）。
- 12 水位周知下水道 都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等、都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。
- 13 水防団待機水位
（通報水位） 洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位（指定水位））をいう。
- 14 氾濫注意水位
（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。なお、水防機関の出動の目安となる水位。

- 15 避難判断水位
(国管理河川) 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位。
- 16 氾濫危険水位
(特別警戒水位) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位をいう（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）。
- 17 洪水特別警戒水位 法第 13 条第 1 項及び法第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。
氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 18 重要水防箇所 過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。
- 19 洪水浸水想定区域 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各機関等について、水防法又は河川法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。

1 帯広市（水防管理団体）

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 消防機関が水防を十分に行えない場合の水防団の設置（法第 5 条第 2 項）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な

- 指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- （7）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
 - （8）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
 - （9）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
 - （10）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
 - （11）警戒区域の設定（法第 21 条）
 - （12）警察官の援助の要求（法第 22 条）
 - （13）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
 - （14）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
 - （15）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
 - （16）避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
 - （17）水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
 - （18）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - （19）水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
 - （20）水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
 - （21）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
 - （22）消防事務との調整（法第 50 条）

2 北海道

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- （1）指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- （2）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- （3）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- （4）都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- （5）気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- （6）洪水予報の発表及び通知（第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- （7）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- （8）水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項）
- （9）洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- （10）洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2）
- （11）都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- （12）水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

- (13) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (14) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

3 国土交通省（北海道開発局）

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5 気象庁（帯広測候所）

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

6 居住者の義務

- (1) 水防活動への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

第4節 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団体等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

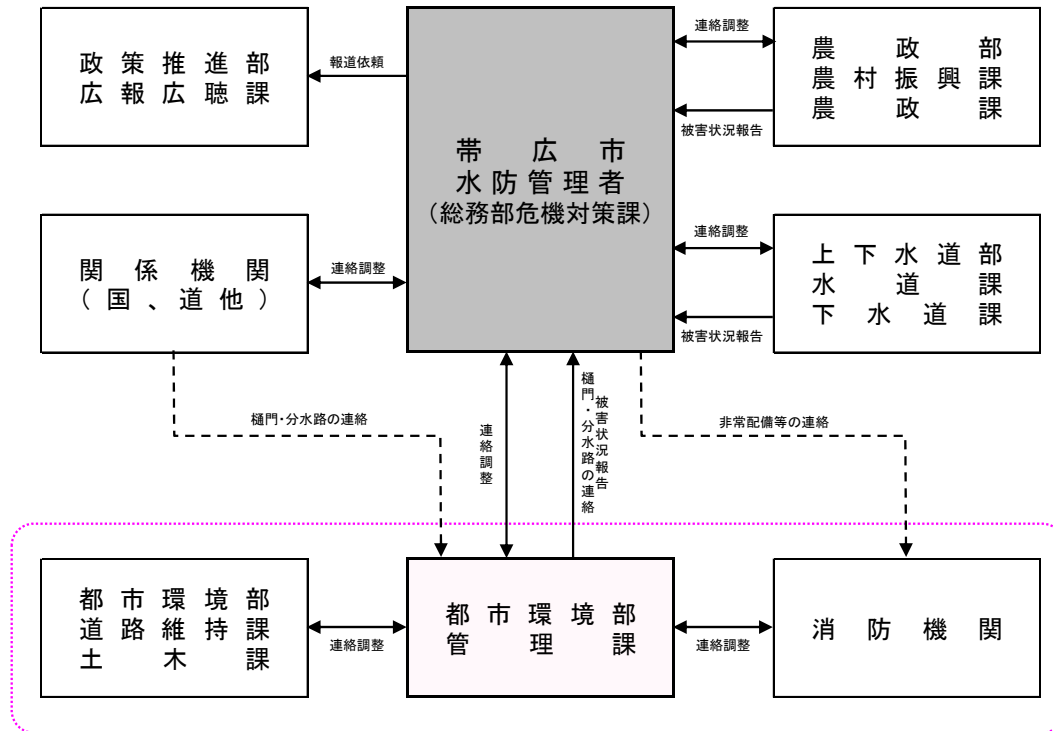
第1節 市の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから危険が解除されるまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 水防本部事務分担

部	課	班	業務分担
総務部	危機対策課 消防課	総務班	・ 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 ・ 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 ・ 災害状況取りまとめ、災害記録 ・ 国・道に対する要請及び報告 ・ 消防機関との連絡調整に関すること
政策推進部	広報広聴課	広報第1班	・ 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整
農政部	農村振興課 農政課	農政班	・ 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 ・ 危険水防区域の警戒巡視
都市環境部	管理課	管理班	・ 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 ・ 危険水防区域の警戒巡視 ・ 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整
	道路維持課 土木課	道路班	・ 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 ・ 市街地の浸水防止対策
上下水道部	水道課	水道施設班	・ 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請
	下水道課	下水道施設班	・ 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請

■帯広市水防体制組織図



第2節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 法第 15 条第 9 項の規定により、国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- ア 国土交通大臣
- イ 北海道知事
- ウ 当該河川の存する市町村の長
- エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- オ 当該河川の河川管理者
- カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

- (2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 法第 15 条第 10 項の規定により、北海道知事は、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 北海道知事
 - イ 当該河川の存する市町村の長
 - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - エ 当該河川の河川管理者
 - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

本市の区域内の河川等における重要水防箇所は、資料 1 のとおりである。

資料編 P39	資料 1 重要水防箇所
---------	-------------

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う気象予報及び警報

1 種類及び発表基準

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときに帯広測候所から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大雨注意報の基準】 ・表面雨量指数 8 ・土壌雨量指数 91
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【洪水注意報の基準】 ・河川ごとに設定した流域雨量指数に基づき発表
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 【大雨警報の基準（浸水害）】 ・表面雨量指数 13 【大雨警報の基準（土砂災害）】 ・土壌雨量指数 135
	大雨特別警報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 【大雨特別警報の基準】 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【洪水警報、注意報の基準】 ・河川ごとに設定した流域雨量指数に基づき発表

2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおり。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区气象台及び各地方气象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に

高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

これらの気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 5 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

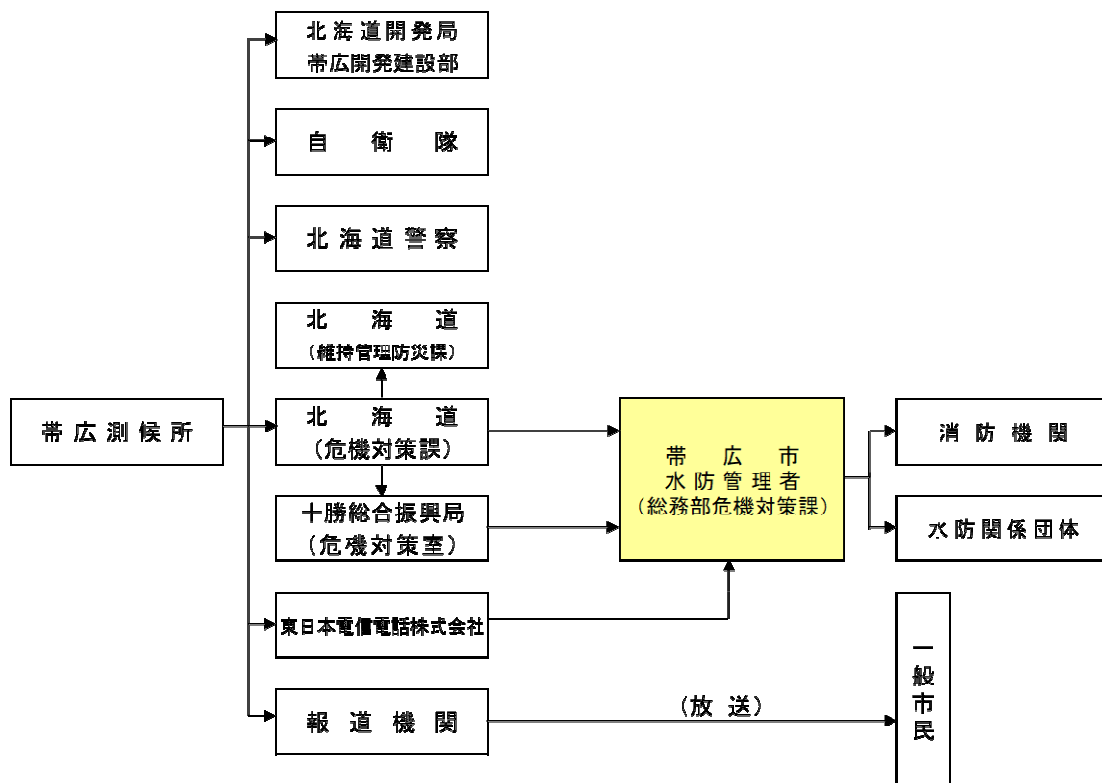
(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水警報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(4) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

4 警報等の伝達経路



第2節 洪水予報河川における洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル 2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル 3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル 4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。 災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル 5相当

危険レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
河川の水位	水防団待機 水	氾濫注意 水	避難判断 水	氾濫危険 水	(氾濫発生)
洪水予報の 種類	(発表なし)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動	・高齢者等避難の 発令	・避難指示の発令	・緊急安全確保の 発令

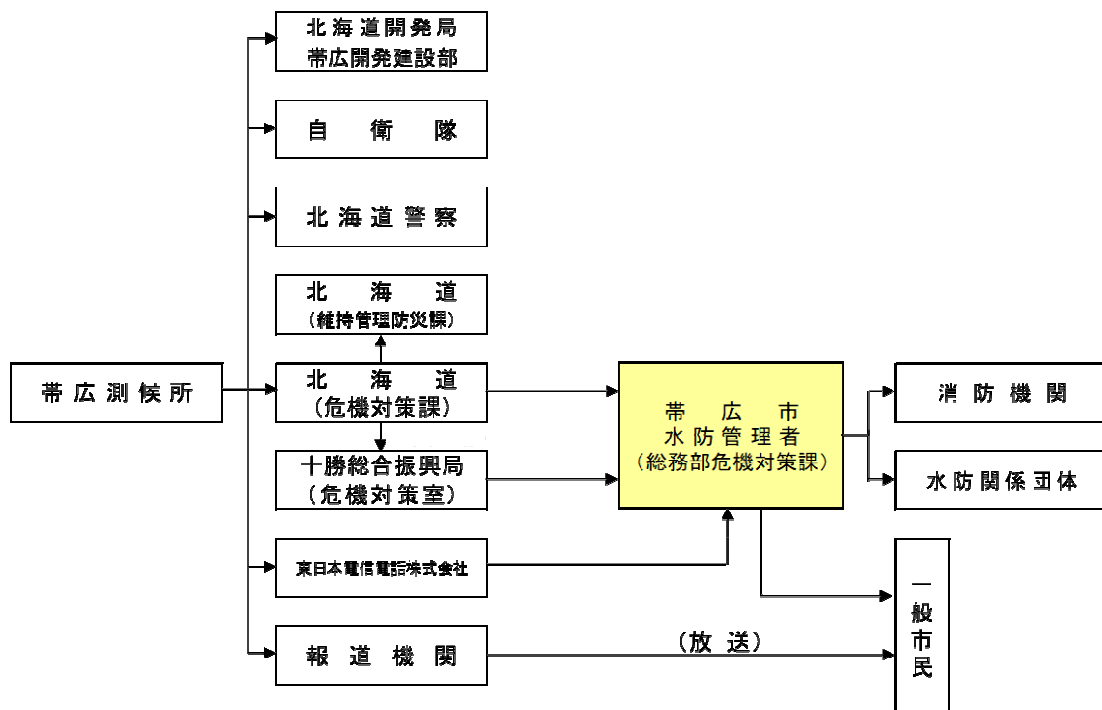
▼洪水予報を行なう河川と発表の基準となる観測所

(水位：m)

管理者	河川名	洪水予報 基準地点	水防団待機 水 位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位
開発局	十勝川	帯広(大通北 2)	34.20	35.20	36.80	37.40
	札内川	第 2 大川橋(大正町)	102.20	102.80	103.50	104.20
	帯広川	帯広(大通北 2)	34.20	35.20	36.80	37.40

※帯広川は鎮橋（東 2 南 2）より下流区間

2 洪水予報等の伝達経路



第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は国土交通大臣が指定した河川について、水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

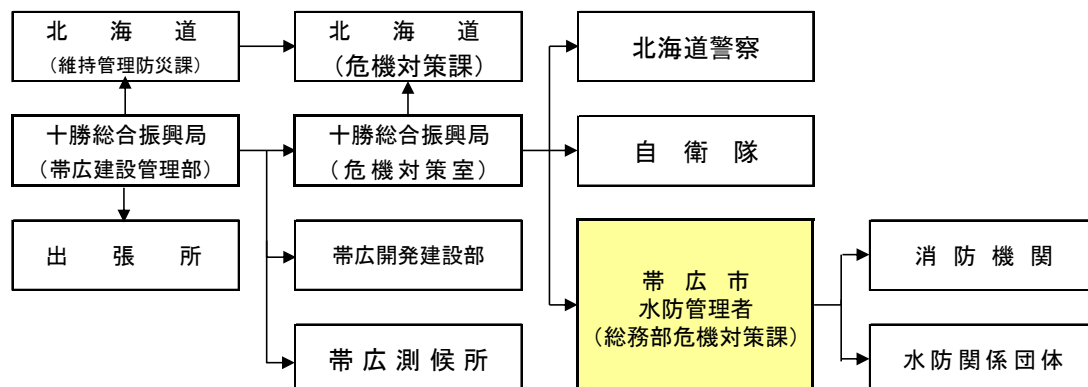
氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

▼水位周知河川と基準点水位（m）

管理者	河川名	基準地点	水防団待機 水 位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.78	72.89	74.00	74.15
		西1南3	33.31	34.30	35.26	35.41
		西22南2	51.44	52.19	52.88	53.03
		上帯広町	143.76	144.83	—	145.63
	ウツベツ川	新町東12	37.01	37.62	38.12	38.32
	売買川	西7南32	49.75	50.22	51.70	52.12
	新帯広川	西21北1	47.04	48.22	49.40	49.55
	柏林台川	西18南2	43.41	43.75	43.93	44.36
	途別川	幕別町字途別	46.25	46.87	47.30	47.91

2 伝達経路



第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発令については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
水防警報の種類	待機	準備・出動	指示	指示	指示
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・高齢者等避難、避難指示の発令を検討	・高齢者等避難の発令	・避難指示の発令	・緊急安全確保

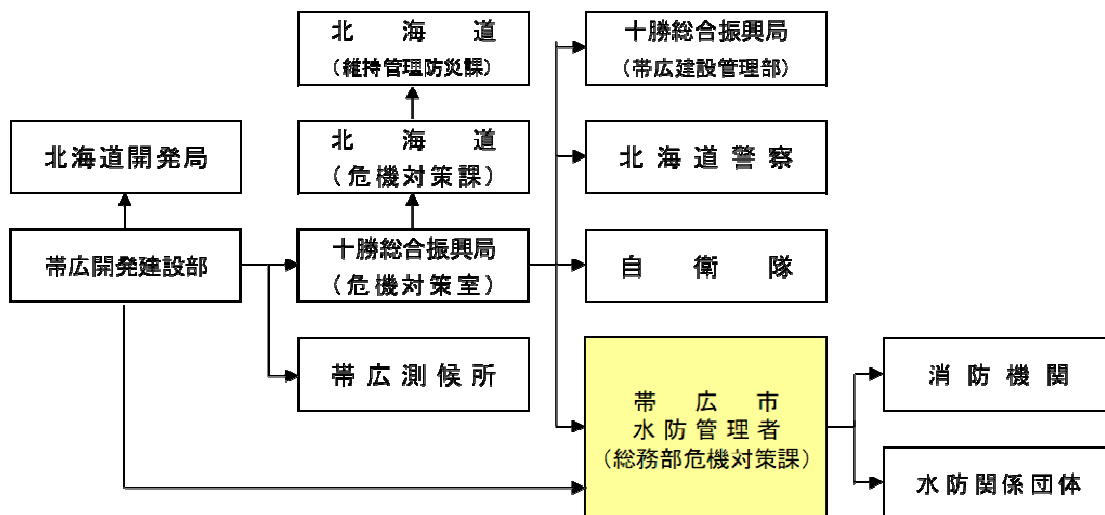
▼水防警報を行なう河川と発表の基準となる観測所

(水位：m)

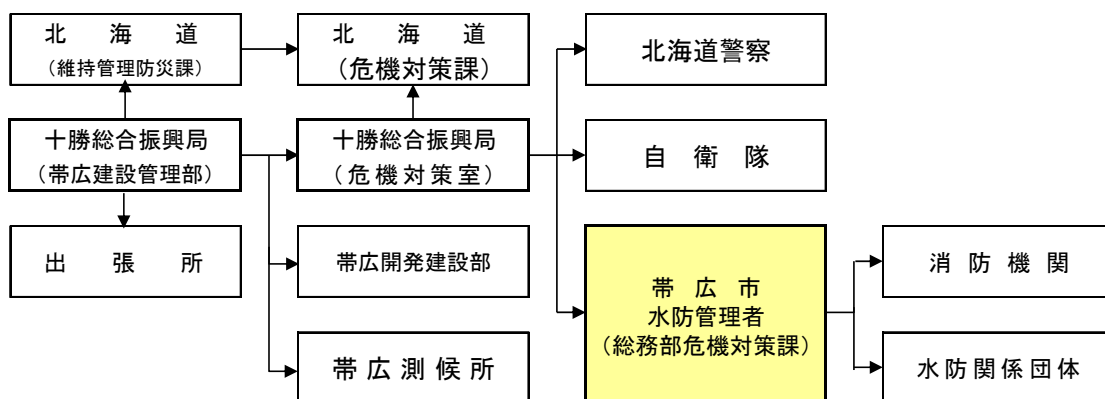
管理者	河川名	水防警報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40
	札内川	第2大川橋(大正町)	102.20	102.80	103.50	104.20
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.78	72.89	74.00	74.15
		西1南3	33.31	34.30	35.26	35.41
		西22南2	51.44	52.19	52.88	53.03
	ウツバツ川	新町東12	37.01	37.62	38.12	38.32
	売買川	西7南32	49.75	50.22	51.70	52.12
	新帯広川	西21北1	47.04	48.22	49.40	49.55
	柏林台川	西18南2	43.41	43.75	43.93	44.36
	途別川	幕別町字途別	46.25	46.87	47.30	47.91

3 警報の伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路

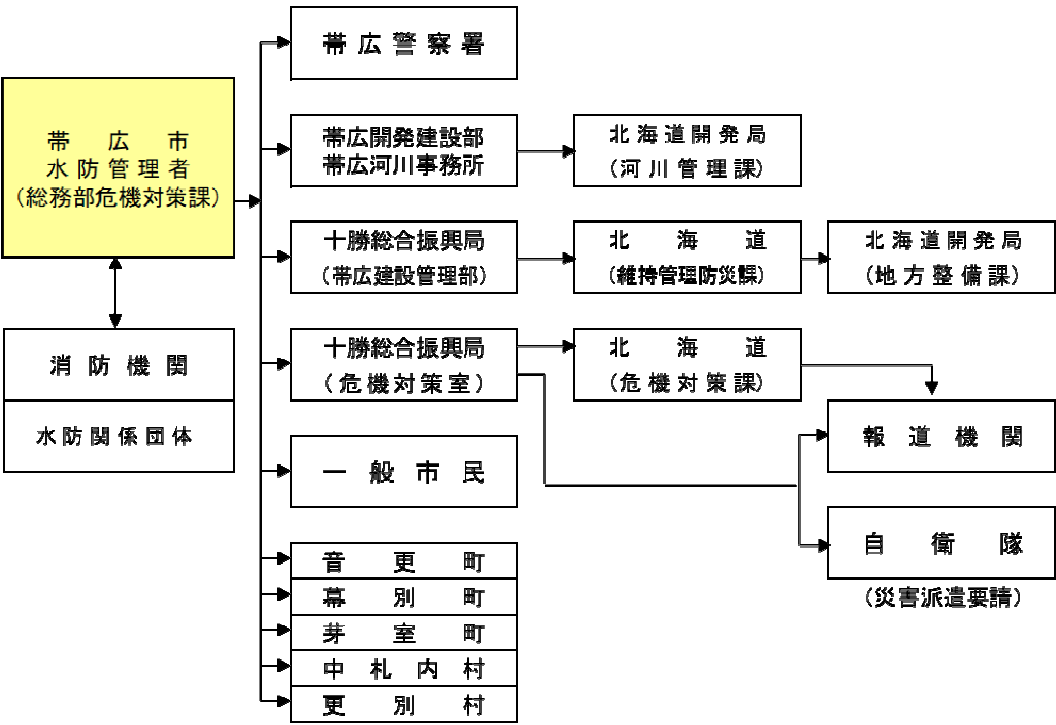


(2) 知事が発表する水防警報の伝達経路



第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関は、直ちに次により通報するものとする。



第5章 気象予報等の情報収集

水防管理者又は水防に関係する機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「防災気象情報提供システム」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や市ホームページなどを通じて随時市民へ提供するものとする。

▼市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	http://city.river.go.jp/
防災気象情報提供システム	https://bosai.jmainfo.go.jp

※貸与されたID、パスワードにより利用

▼一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://river.go.jp/s/ 【スマートフォン版】 http://i.river.go.jp/ 【携帯版】
北海道防災情報システム	http://www.bousai-hokkaido.jp/ http://i.bousai-hokkaido.jp/ 【携帯版】
帯広測候所ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/obihiro/
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/bosai

※「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）、「浸水キキクル」（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等もある

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

水防上重要な水門等は資料2のとおりである。

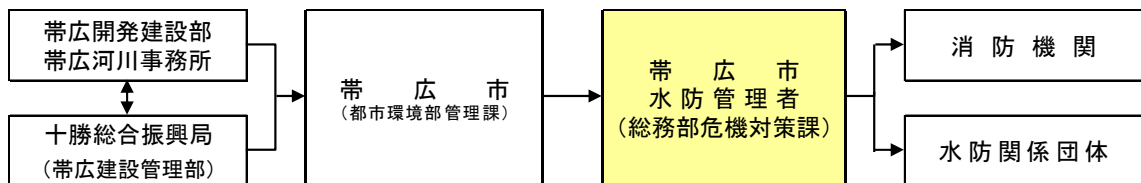
ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

資料編 P41 資料2 水門等一覧

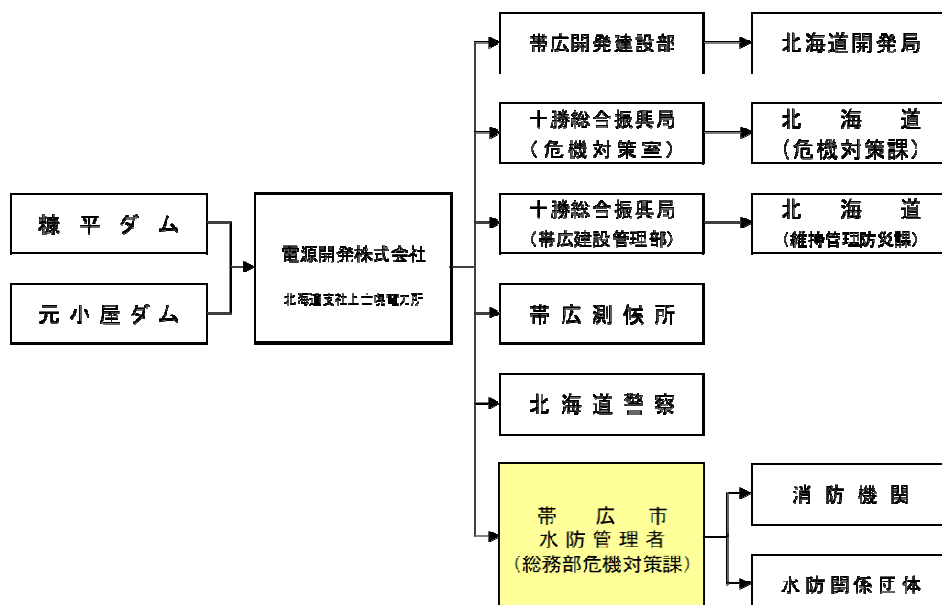
第2節 水門等の操作の連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに十勝総合振興局、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。



第3節 ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



第 7 章 通信連絡

第 1 節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信連絡

市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線（資料 3）、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

資料編 P42	資料 3 地域防災無線局一覧
---------	----------------

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。

2 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

(1) 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。

非常通話は洪水等が発生し、または発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限られている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTT へ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合かならず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

3 電気通信設備の優先利用等

法第 27 条第 2 項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力ネットワーク株式会社通信設備
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	所在地	連絡責任者	連絡先
帯広開発建設部	帯広市西 5 条南 8 丁目	防災対策官	24-3194
帯広開発建設部 帯広河川事務所	幕別町札内西町 73 番地 6	所長	25-1294
陸上自衛隊第 5 旅団 第 4 普通科連隊	帯広市南町南 7 線 31 番地	連隊長	48-5121 (内線 3032)
十勝総合振興局 地域創生部	帯広市東 3 条南 3 丁目	主幹 (危機対策)	26-9023
十勝総合振興局 帯広建設管理部	帯広市東 3 条南 3 丁目	治水課長	26-9219
帯広警察署	帯広市西 1 条北 1 丁目	警備課長	25-0100
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社帯広地区駅	帯広市西 2 条南 12 丁目	地区駅長	23-8176
NTT 東日本 - 北海道(株) 北海道東支店	帯広市西 4 条南 5 丁目	設備部長	23-8920
北海道電力ネットワーク 株式会社道東統括支店	帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番 地 1	企画総務グルー プリーダー	24-5161
帯広ガス(株)	帯広市西 9 条南 8 丁目 5 番 地	取締役社長	24-4200
(一社) 帯広市医師会	帯広市西 7 条南 7 丁目 3 番 地	会長	24-2802
日本放送協会 帯広放送局	帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番 地 2	局長	23-3111
帯広測候所	帯広市東 4 条南 9 丁目 2 番 地 1	所長	24-4555

5 浸水想定区域内における地下施設等への情報提供

(1) 浸水想定区域

浸水想定区域とは、水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 2 項の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、水防法第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣及び北海道知事により指定される。

(2) 対象とする施設の範囲

対象とする施設の範囲は、帯広市地域防災計画に記載された施設とする。

【要配慮者利用施設】

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、以下のとおりとする。

社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの）
医療施設	病院、診療所、助産所

※ 要配慮者利用施設に避難確保計画等の作成を促す。

(3) 避難情報等の伝達方法

帯広市は、上記(2)で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難情報等をマスコミ（テレビ・ラジオ）、インターネットのほか、電話、ファクス等により確実に伝達する。

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の備蓄

水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料4のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。

資料編 P44	資料4 水防資機材一覧
---------	-------------

2 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

・ 帯広市道路車両センター（南町南6線46番地）

3 備蓄資機材の緊急事態における使用

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は道の備蓄資機材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長又は十勝総合振興局帯広建設管理部長に電話にて承認をうけるものとする。

第2節 輸送の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、地域防災計画（一般災害対策編）第5章第9節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防活動

第1節 非常配備態勢

1 市の配備体制

市は、法第10条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備態勢により、水防業務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに帯広市地域防災計画に基づく非常配備態勢により処理するものとする。

(1) 市の非常配備基準

帯広市地域防災計画に定める非常配備態勢基準に準ずるものとする。

▼非常配備態勢の基準

配置基準	態勢区分	配備職員
気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。	第1次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部危機対策課 ※第2次注意態勢の所属長は自宅待機
各種警報発令が延長により継続されたとき、警戒・災害対策に備える必要があるとき	第2次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部危機対策課 ・総務部消防課 ・政策推進部広報広聴課 ・都市環境部管理課 ・都市環境部道路維持課 ・都市環境部みどりの課 ・上下水道部総務課 ・上下水道部水道課 ・上下水道部下水道課 ・農政部農村振興課 ・学校教育部企画総務課 ・その他関係部課 ※その他の所属長は 自宅待機
災害が発生したとき	第1種非常配備態勢	・第2次注意態勢の部課の職員、その他の所属長
数地区で災害が発生したとき	第2種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・各部課2／3以内の職員 ※その他の職員は自宅待機
市全域で災害が発生したとき	第3種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・職員全員

※被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備態勢をとるものとする。

(2) 消防機関の非常配備と態勢

配備 区分	配備の時期	配備の内容
待 機	1. 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2. 十勝川、札内川水防警報（待機）が発表されたとき。 3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1. 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2. 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3. 分団長は担当水防区域に関する警戒を行う。
準 備	1. 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2. 十勝川、札内川水防警報（準備）が発表されたとき。 3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1. 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。
出 動	1. 大雨警報、大雨特別警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2. 十勝川、札内川水防警報（出動）が発表されるとき。 3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1. 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。

2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備の指令をしたときは、水防関係機関に通知するとともに、北海道（十勝総合振興局長）に報告するものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 巡視

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

水防管理者等は、非常配備体制を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料4のとおりである。

その際、関係機関は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

資料編 P46	資料5 水防工法
---------	----------

第4節 緊急通行

法第19条の規定により、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5節 避難のための立ち退き

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、十勝総合振興局長及び帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

第6節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

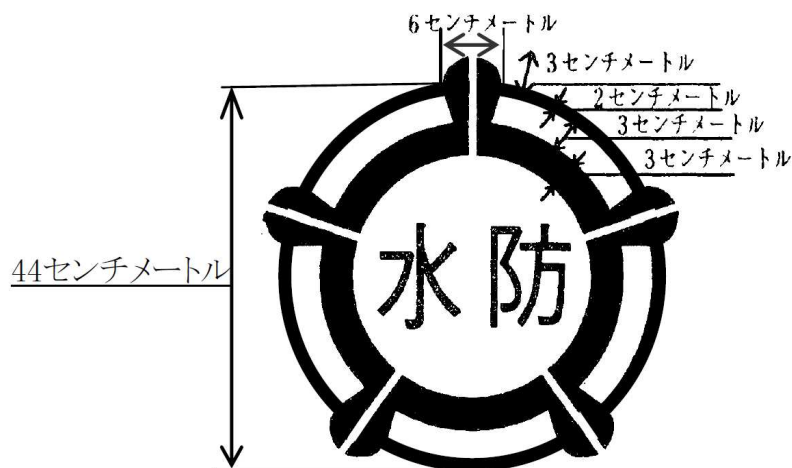
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第 3 節 身分証票

法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)	(裏)
第 号 身分証票 住 所 氏 名 職 名 上記の者は、水防法第49条第 1 項の 規定により他人の土地に立ち入ること ができる者であることを証する。 年 月 日 帯広市長 ㊞	1 本証は水防法第49条第 2 項による 立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは 速やかに訂正を受けること。 3 記名以外の者の使用を禁ずる。 4 本証の身分を失ったときは速やか に返還すること。

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

北海道開発局長及び北海道知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

▼ 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- (7) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第 2 節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第 23 条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

帯広市水防管理者 65-4103	水防管理団体名	連絡先	消防本部	連絡先
	音更町水防管理者	42-2111	とかち広域消防局	26-9126
	幕別町水防管理者	54-2111		
	芽室町水防管理者	62-2611		
	中札内村水防管理者	67-2311		

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ帯広警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （１）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域及び活動内容
- （４）派遣部隊が展開できる場所
- （５）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国（帯広開発建設部、帯広測候所）及び

北海道（十勝総合振興局）との連携

- （１）水防連絡協議会等

市は、帯広開発建設部及び北海道（十勝総合振興局）が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

- （２）ホットライン

市は河川の水位状況については、帯広開発建設部（帯広河川事務所）及び北海道（十勝総合振興局）とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のための必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

- ・法第 23 条の規定による応援のための費用
- ・法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者は、上記 (1) から (4) ((2) における収用を除く。) の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任
したことを証明する。	
年 月 日	
	水防管理者
	帯広市長
	⑨

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書									
第	号								
	種	類		員	数				
	使	用		収	用	処	分		
	年		月		日				
					水防管理者	氏	名		
					事務取扱者	氏	名	印	
殿									

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 13 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定

法第 14 条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、帯広市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、帯広市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定められるところにより、当該要配慮者利用施設の利用の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

さらに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

資 料 編

資料1 重要水防箇所（令和6年度時点）

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標		延長	種 別	重要度	備考	備考
1	十勝川	左岸	西土狩築堤	62.00	～	62.40	0.40	越水・溢水	B	開発局
2	十勝川	左岸	西土狩築堤	64.20	～	64.80	0.60	越水・溢水	B	開発局
3	十勝川	右岸	北帯広築堤	53.60	～	54.00	0.40	越水・溢水	B	開発局
4	十勝川	右岸	北帯広築堤	54.00	～	54.60	0.60	越水・溢水	A	重点区間 開発局
5	十勝川	右岸	北帯広築堤	54.60	～	55.00	0.40	越水・溢水	B	開発局
6	十勝川	右岸	北帯広築堤	55.00	～	55.20	0.20	越水・溢水	A	重点区間 開発局
7	十勝川	右岸	北帯広築堤	55.20	～	60.00	4.80	越水・溢水	B	開発局
8	十勝川	右岸	北帯広築堤	61.20	～	62.60	1.40	越水・溢水	B	開発局
9	十勝川	右岸	北帯広築堤	62.60	～	62.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
10	十勝川	右岸	北帯広築堤	62.80	～	63.00	0.20	越水・溢水	B	開発局
11	十勝川	右岸	西帯広築堤	64.20	～	65.40	1.20	越水・溢水	B	開発局
12	十勝川	左岸	西土狩築堤	62.80	～	64.80	2.00	堤体漏水	B	開発局
13	十勝川	-	十勝大橋	56.73			工作物	B		開発局
14	十勝川	-	鈴蘭大橋	58.65			工作物	B		開発局
15	十勝川	左岸	西土狩築堤	62.00	～	64.40	2.40	旧川跡	要注意	開発局
16	十勝川	左岸	西土狩築堤	64.60	～	64.80	0.20	旧川跡	要注意	開発局
17	十勝川	右岸	北帯広築堤	53.80	～	54.00	0.20	旧川跡	要注意	開発局
18	十勝川	右岸	北帯広築堤	54.00	～	54.60	0.60	旧川跡	要注意	重点区間 開発局
19	十勝川	右岸	北帯広築堤	54.60	～	55.00	0.40	旧川跡	要注意	開発局
20	十勝川	右岸	北帯広築堤	55.00	～	55.20	0.20	旧川跡	要注意	重点区間 開発局
21	十勝川	右岸	北帯広築堤	55.20	～	55.40	0.20	旧川跡	要注意	開発局
22	十勝川	右岸	北帯広築堤	56.00	～	57.00	1.00	旧川跡	要注意	開発局
23	十勝川	右岸	北帯広築堤	57.20	～	57.40	0.20	旧川跡	要注意	開発局
24	十勝川	右岸	北帯広築堤	59.40	～	60.20	0.80	旧川跡	要注意	開発局
25	十勝川	右岸	北帯広築堤	60.60	～	60.80	0.20	旧川跡	要注意	開発局
26	十勝川	右岸	北帯広築堤	61.40	～	62.00	0.60	旧川跡	要注意	開発局
27	十勝川	右岸	北帯広築堤	62.40	～	62.60	0.20	旧川跡	要注意	開発局
28	十勝川	右岸	西帯広築堤	63.20	～	63.60	0.40	旧川跡	要注意	開発局
29	十勝川	右岸	西帯広築堤	64.60	～	64.80	0.20	旧川跡	要注意	開発局
30	十勝川	右岸	西帯広築堤	65.20	～	65.40	0.20	旧川跡	要注意	開発局
31	札内川	左岸	東帯広築堤	3.60	～	3.80	0.20	越水・溢水	B	開発局
32	札内川	左岸	東帯広築堤	6.40	～	6.60	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
33	札内川	左岸	東帯広築堤	6.60	～	6.80	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
34	札内川	左岸	川西築堤	7.40	～	7.60	0.20	越水・溢水	B	開発局
35	札内川	左岸	川西築堤	9.20	～	9.40	0.20	越水・溢水	B	開発局
36	札内川	左岸	川西築堤	10.00	～	10.20	0.20	越水・溢水	B	開発局
37	札内川	左岸	川西築堤	13.80	～	14.00	0.20	越水・溢水	B	開発局
38	札内川	左岸	川西築堤	15.20	～	15.40	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
39	札内川	左岸	富士築堤	21.00	～	21.20	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
40	札内川	左岸	富士築堤	22.60	～	22.80	0.20	越水・溢水	B	開発局
41	札内川	右岸	愛国築堤	10.00	～	10.40	0.40	越水・溢水	B	開発局
42	札内川	右岸	愛国築堤	12.60	～	12.80	0.20	越水・溢水	B	開発局
43	札内川	右岸	愛国築堤	14.60	～	14.80	0.20	越水・溢水	B	開発局
44	札内川	右岸	加賀築堤	15.20	～	15.40	0.20	越水・溢水	B	重点区間 開発局
45	札内川	右岸	大正築堤	22.60	～	23.00	0.40	越水・溢水	B	開発局
46	札内川	左岸	川西築堤	10.80	～	11.00	0.20	堤体漏水	B	開発局
47	札内川	左岸	川西築堤	10.80	～	11.00	0.20	基礎地盤漏水	B	開発局
48	札内川	左岸	富士築堤	20.40	～	20.60	0.20	水衝・洗掘	B	開発局
49	札内川	左岸	中戸葛築堤	28.20	～	28.40	0.20	水衝・洗掘	A	重点区間 開発局
50	札内川	左岸	中戸葛築堤	31.00	～	31.20	0.20	水衝・洗掘	B	重点区間 開発局
51	札内川	右岸	大正築堤	23.60	～	23.80	0.20	水衝・洗掘	B	開発局
52	札内川	右岸	大正築堤	29.00	～	29.20	0.20	水衝・洗掘	A	開発局
53	札内川	-	札内清柳大橋	7.01			工作物	B		開発局
54	札内川	左岸	東帯広築堤	3.20	～	3.60	0.40	旧川跡	要注意	開発局
55	札内川	左岸	東帯広築堤	4.60	～	6.40	1.80	旧川跡	要注意	開発局
56	札内川	左岸	東帯広築堤	6.40	～	6.60	0.20	旧川跡	要注意	重点区間 開発局
57	札内川	左岸	東帯広築堤	6.60	～	6.80	0.20	旧川跡	要注意	開発局
58	札内川	左岸	東帯広築堤	7.00	～	7.20	0.20	旧川跡	要注意	開発局
59	札内川	左岸	川西築堤	7.20	～	8.00	0.80	旧川跡	要注意	開発局
60	札内川	左岸	川西築堤	9.20	～	10.20	1.00	旧川跡	要注意	開発局
61	札内川	左岸	川西築堤	10.60	～	11.00	0.40	旧川跡	要注意	開発局
62	札内川	左岸	川西築堤	11.60	～	12.20	0.60	旧川跡	要注意	開発局
63	札内川	左岸	川西築堤	12.40	～	13.00	0.60	旧川跡	要注意	開発局
64	札内川	左岸	川西築堤	13.60	～	14.40	0.80	旧川跡	要注意	開発局
65	札内川	左岸	川西築堤	14.80	～	15.20	0.40	旧川跡	要注意	開発局
66	札内川	左岸	川西築堤	15.20	～	15.40	0.20	旧川跡	要注意	重点区間 開発局
67	札内川	左岸	川西築堤	15.40	～	16.80	1.40	旧川跡	要注意	開発局
68	札内川	左岸	富士築堤	19.80	～	20.60	0.80	旧川跡	要注意	開発局
69	札内川	左岸	富士築堤	20.80	～	21.00	0.20	旧川跡	要注意	開発局
70	札内川	左岸	富士築堤	21.00	～	21.20	0.20	旧川跡	要注意	重点区間 開発局
71	札内川	左岸	富士築堤	21.40	～	22.80	1.40	旧川跡	要注意	開発局
72	札内川	左岸	戸葛築堤	24.40	～	24.80	0.40	旧川跡	要注意	開発局
73	札内川	左岸	中戸葛築堤	24.80	～	25.40	0.60	旧川跡・破堤跡	要注意	開発局
74	札内川	左岸	中戸葛築堤	28.00	～	29.20	1.20	旧川跡	要注意	開発局
75	札内川	左岸	中戸葛築堤	29.40	～	31.00	1.60	旧川跡	要注意	開発局
76	札内川	右岸	愛国築堤	8.20	～	11.80	3.60	旧川跡	要注意	開発局

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標		延長	種 別	重要度	備考	備考
77	札内川	右岸	愛国築堤	12.00	～	15.00	3.00	旧川跡	要注意	開発局
78	札内川	右岸	加賀築堤	15.00	～	15.20	0.20	旧川跡	要注意	開発局
79	札内川	右岸	加賀築堤	15.20	～	15.40	0.20	旧川跡	要注意	開発局
80	札内川	右岸	加賀築堤	15.40	～	16.20	0.80	旧川跡	要注意	開発局
81	札内川	右岸	加賀築堤	16.40	～	16.60	0.20	旧川跡	要注意	開発局
82	札内川	右岸	加賀築堤	16.80	～	20.60	3.80	旧川跡	要注意	開発局
83	札内川	右岸	大正築堤	20.60	～	21.00	0.40	旧川跡	要注意	開発局
84	札内川	右岸	大正築堤	22.40	～	24.20	1.80	旧川跡	要注意	開発局
85	札内川	右岸	大正築堤	24.40	～	25.40	1.00	旧川跡	要注意	開発局
86	札内川	右岸	大正築堤	25.60	～	26.00	0.40	旧川跡	要注意	開発局
87	札内川	右岸	大正築堤	26.60	～	27.60	1.00	旧川跡	要注意	開発局
88	札内川	右岸	大正築堤	27.80	～	28.00	0.20	旧川跡	要注意	開発局
89	札内川	右岸	大正築堤	28.60	～	28.80	0.20	旧川跡	要注意	開発局
90	札内川	右岸	大正築堤	29.00	～	29.20	0.20	旧川跡	要注意	開発局
91	帯広川	左岸	帯広築堤	2.00	～	2.40	0.40	越水・溢水	B	開発局
92	帯広川	右岸	帯広築堤	0.40	～	2.40	2.00	越水・溢水	B	開発局
93	帯広川	左岸	帯広築堤	2.00	～	2.20	0.20	水衝・洗掘	B	開発局
94	帯広川	右岸	帯広築堤	2.40	～	2.40	0.20	水衝・洗掘	B	開発局
95	帯広川	-	銀輪橋	0.47				工作物	B	開発局
96	帯広川	-	帯里橋	1.41				工作物	B	開発局
97	帯広川	-	鎮橋	2.33				工作物	B	開発局
98	帯広川	左岸	帯広築堤	2.00	～	2.40	0.40	旧川跡	要注意	開発局
99	帯広川	右岸	帯広築堤	0.40	～	1.00	0.60	旧川跡	要注意	開発局
100	帯広川	右岸	帯広築堤	1.40	～	2.40	1.00	旧川跡	要注意	開発局
101	然別川	右岸	然別川築堤	0.00	～	0.60	0.60	越水・溢水	B	開発局
102	然別川	-	国見橋	0.64				工作物	B	開発局
103	然別川	右岸	然別川築堤	0.00	～	0.60	0.60	旧川跡	要注意	開発局
104	戸蔭別川	左岸	戸蔭築堤	0.00	～	0.40	0.40	旧川跡	要注意	開発局
105	戸蔭別川	右岸	中戸蔭築堤	0.20	～	0.40	0.20	旧川跡	要注意	開発局
106	売買川	左岸	売買川築堤	1.60	～	1.60	0.20	越水・溢水	B	開発局
107	売買川	右岸	売買川築堤	1.60	～	1.60	0.20	越水・溢水	B	開発局
108	売買川	-	南橋	0.72				工作物	B	開発局
109	売買川	-	鉄平橋	1.65				工作物	B	開発局
110	売買川	左岸	売買川築堤	0.20	～	1.00	0.80	旧川跡	要注意	開発局
111	売買川	左岸	売買川築堤	1.20	～	1.60	0.40	旧川跡	要注意	開発局
112	売買川	右岸	売買川築堤	0.20	～	1.60	1.40	旧川跡	要注意	開発局
113	帯広川	左岸	東2条・西8条	2.40	～	3.80	1.40		B	北海道
114	帯広川	左岸	西8条・西11条	3.80	～	4.40	0.60		B	北海道
115	帯広川	左岸	西11条	4.40	～	4.60	0.20		A	樋門 北海道
116	帯広川	左岸	西11条・西16条	4.60	～	5.60	1.00		B	北海道
117	帯広川	左岸	西16条	5.60	～	5.80	0.20		A	樋門 北海道
118	帯広川	左岸	西16条・西17条	5.80	～	6.20	0.40		B	北海道
119	帯広川	左岸	西17条	6.20	～	6.60	0.40		A	樋門 北海道
120	帯広川	左岸	西17条・西19条	6.60	～	7.30	0.70		B	北海道
121	帯広川	左岸	西19条・西20条	7.30	～	8.20	0.90		B	北海道
122	帯広川	左岸	西22条	8.60	～	8.80	0.20		B	分流堰 北海道
123	帯広川	左岸	西22条・西23条	8.80	～	9.00	0.20		B	北海道
124	帯広川	左岸	西23条	9.00	～	9.20	0.20		B	樋門 北海道
125	帯広川	右岸	東2条・西8条	2.40	～	3.80	1.40		B	北海道
126	帯広川	右岸	西8条・西15条	3.80	～	4.90	1.10		B	北海道
127	帯広川	右岸	西15条・西16条	4.90	～	5.10	0.20		A	樋門 北海道
128	帯広川	右岸	西16条・柏林台	5.10	～	5.70	0.60		B	北海道
129	帯広川	右岸	柏林台	5.70	～	6.10	0.40		B	北海道
130	帯広川	右岸	柏林台	6.10	～	6.30	0.20		A	樋門 北海道
131	帯広川	右岸	柏林台・西21条	6.30	～	8.10	1.80		B	北海道
132	帯広川	右岸	西21条・西22条	8.60	～	8.80	0.20		B	分流堰 北海道
133	帯広川	右岸	西21条・西23条	8.80	～	9.00	0.20		B	北海道
134	帯広川	右岸	西23条・西22条	9.00	～	9.20	0.20		B	北海道
135	帯広川	右岸	西24条	11.10	～	11.90	0.80		B	北海道
136	新帯広川	左岸	西21条	0.50	～	1.00	0.50		B	北海道
137	新帯広川	右岸	西21条	0.50	～	1.00	0.50		B	北海道
138	新帯広川	右岸	西21条	2.20	～	2.40	0.20		B	北海道
139	ウツベツ川	左岸	西8条・南8線	0.00	～	0.10	0.10		B	北海道
140	ウツベツ川	左岸	西8条・南8線	0.10	～	4.00	3.90		B	北海道
141	ウツベツ川	左岸	南8線	4.00	～	4.80	0.80		A	樋門 北海道
142	ウツベツ川	右岸	西8条・南8線	0.00	～	0.10	0.10		B	北海道
143	ウツベツ川	右岸	西8条・南8線	0.10	～	4.80	4.70		B	北海道
144	伏古別川	左岸	西7条・西16条	0.00	～	2.70	2.70		B	北海道
145	伏古別川	右岸	西7条・西16条	0.00	～	2.70	2.70		B	北海道
146	柏林台川	左岸	西18条・西20条	0.00	～	1.80	1.80		B	北海道
147	柏林台川	右岸	西18条・西20条	0.00	～	1.80	1.80		B	北海道
148	第二柏林台川	左岸	西20条	0.00	～	0.15	0.15		B	北海道
149	第二柏林台川	右岸	西20条	0.00	～	0.15	0.15		B	北海道
150	売買川	左岸	西6条・西10条	1.90	～	2.30	0.40		B	北海道
151	売買川	右岸	西6条・西9条	1.90	～	2.10	0.20		B	北海道
152	売買川	右岸	西9条・西10条	2.10	～	2.30	0.20		A	樋門 北海道
153	売買川	右岸	西10条・西11条	2.30	～	3.00	0.70		B	北海道
154	売買川	右岸	稲田町	4.50	～	5.00	0.50		B	北海道

資料2 水門等一覧（令和6年度時点）

No.	河川名	樋門・樋管の名称	所在地	管理者
1	十勝川	木賊原樋門	帯広市西6条北6丁目	開発局
2	十勝川	伏古樋門	帯広市西19条北3丁目	開発局
3	十勝川	西土狩樋門	帯広市西19条北4丁目	開発局
4	札内川	東帯広樋門	帯広市東10条南14丁目	開発局
5	札内川	川西第1樋門	帯広市大通南33丁目	開発局
6	札内川	川西第2樋門	帯広市川西町4号	開発局
7	札内川	戸蔭別樋門	帯広市中島町	開発局
8	札内川	愛国樋門	帯広市愛国町	開発局
9	帯広川	帯広樋門	帯広市東11条北1丁目	開発局
10	売買川	南豪樋門	帯広市大通南30丁目	開発局
11	十勝川	西帯広樋門	帯広市西23条北2丁目	開発局
12	十勝川	西帯広第2樋門	帯広市西23条北2丁目	開発局
13	帯広川	西16条樋門	帯広市西17条南1丁目	北海道
14	帯広川	旧柏林台川樋門	帯広市西16条南2丁目	北海道
15	帯広川	産開樋門	帯広市西18条南1丁目西8号	北海道
16	帯広川	南六線排水樋門	帯広市西24条南6丁目西帯広	北海道
17	帯広川	南五線排水樋門	帯広市西24条南5丁目	北海道
18	帯広川	西十二号樋門	帯広市西22条南2丁目	北海道
19	帯広川	北本排水樋門	帯広市上帯広町西1線	北海道
20	帯広川	玄武川排水樋門	帯広市西13条南4丁目1番地	北海道
21	帯広川	南6線右岸排水樋門	帯広市西24条南6丁目	北海道
22	帯広川	広沢樋門	帯広市広野町	北海道
23	帯広川	西13条樋管	帯広市西12条南3丁目	北海道
24	帯広川	西十号樋管	帯広市西21条南2丁目西10号	北海道
25	帯広川	西9号排水樋管	帯広市西20条南2丁目西9号	北海道
26	帯広川	第二西十号樋管	帯広市西20条南2丁目	北海道
27	帯広川	野原排水樋函	帯広市基松町西3線	北海道
28	帯広川	西7号排水樋管	帯広市西18条南1丁目13-2	北海道
29	ウツベツ川	南7線排水樋門	帯広市南町南7線27-92	北海道
30	ウツベツ川	長岡排水樋門	帯広市南町南8線	北海道
31	ウツベツ川	須藤排水樋管	帯広市南町南7線	北海道
32	ウツベツ川	南7線排水樋管	帯広市南町南7線	北海道
33	ウツベツ川	花園1号排水樋管	帯広市南町南8線	北海道
34	売買川	高田樋門	帯広市空港南町	北海道
35	売買川	機関庫樋管	帯広市西10条南32丁目	北海道
36	売買川	佐藤排水樋管	帯広市空港南町南10線34-5	北海道
37	戸蔭別川	竹田排水樋管	帯広市中島町	北海道
38	戸蔭別川	道見樋管	帯広市中島町	北海道
39	戸蔭別川	竹田樋門	帯広市中島町	北海道
40	西土狩川	西土狩第2樋門	帯広市西22条北5丁目	北海道
41	機関庫の川	機関庫の川第1号樋管工	帯広市西9条南32丁目	北海道
42	売買川分水路	広瀬排水樋門	帯広市豊西町	北海道
43	売買川分水路	奥谷排水樋門	帯広市豊西町	北海道
44	帯広川	澤田排水樋管	帯広市上帯広町西3線100-1	北海道
45	帯広川	広沢第二排水樋門	帯広市広野町西5線126-2地先	北海道
46	帯広川	広栄橋上流排水樋管	帯広市上帯広町西4線114-1	北海道
47	帯広川	広野排水樋門	帯広市広野町西6線136-3	北海道
48	帯広川	広野第二排水樋門	帯広市広野町西6線	北海道

資料3 地域防災無線局一覧（令和2年12月時点）

設置施設	呼出番号	識別信号	所属グループ		
市役所 統制台（総務部危機対策課）	100	ほうさいおびひろ100			
1 とちぎ広域消防局 情報指令課（遠隔装置あり111**0）	111	ほうさいおびひろ111	#01	#05	
2 とちぎ広域消防局 帯広消防署 警防課	112	ほうさいおびひろ112	#01	#05	
3 都市環境部 道路維持課	113	ほうさいおびひろ113	#01		
4 都市環境部 清掃事業課	114	ほうさいおびひろ114	#01		
5 保健福祉センター（健康推進課）	115	ほうさいおびひろ115	#01		
6 川西支所	116	ほうさいおびひろ116	#01		
7 空港事務所	117	ほうさいおびひろ117	#01		
8 稲田浄水場	118	ほうさいおびひろ118	#01		
9 帯広川下水終末処理場	119	ほうさいおびひろ119	#01		
10 明治北海道十勝オーバル	120	ほうさいおびひろ120	#01		
11 大正農業者トレーニングセンター	121	ほうさいおびひろ121	#01		
12 よつ葉アリーナ十勝（総合体育館）（遠隔装置あり122**0）	122	ほうさいおびひろ122	#01		
13 帯広の森体育館	123	ほうさいおびひろ123	#01		
14 帯広の森コミセン	124	ほうさいおびひろ124	#01		
15 市民活動プラザ六中	811	ほうさいおびひろ811	#01		
16 農政部 農政課	712	ほうさいおびひろ712	#01		
17 帯広小学校	201	ほうさいおびひろ201	#10	#13	
18 西小学校	202	ほうさいおびひろ202	#10	#13	
19 柏小学校	203	ほうさいおびひろ203	#10	#13	
20 明星小学校	204	ほうさいおびひろ204	#10	#13	
21 緑丘小学校	205	ほうさいおびひろ205	#10	#13	
22 北栄小学校	206	ほうさいおびひろ206	#10	#13	
23 光南小学校	207	ほうさいおびひろ207	#10	#13	
24 東小学校	208	ほうさいおびひろ208	#10	#13	
25 啓西小学校	209	ほうさいおびひろ209	#10	#13	
26 稲田小学校	210	ほうさいおびひろ210	#10	#13	
27 豊成小学校	211	ほうさいおびひろ211	#10	#13	
28 大空小学校	212	ほうさいおびひろ212	#10	#13	
29 栄小学校	213	ほうさいおびひろ213	#10	#13	
30 若葉小学校	214	ほうさいおびひろ214	#10	#13	
31 広陽小学校	215	ほうさいおびひろ215	#10	#13	
32 花園小学校	216	ほうさいおびひろ216	#10	#13	
33 啓北小学校	217	ほうさいおびひろ217	#10	#13	
34 関西小学校	218	ほうさいおびひろ218	#10	#13	
35 明和小学校	219	ほうさいおびひろ219	#10	#13	
36 森の里小学校	220	ほうさいおびひろ220	#10	#13	
37 つつじが丘小学校	221	ほうさいおびひろ221	#10	#13	
38 川西小学校	222	ほうさいおびひろ222	#10	#13	
39 清川小学校	223	ほうさいおびひろ223	#10	#13	
40 広野小学校	224	ほうさいおびひろ224	#10	#13	
41 大正小学校	225	ほうさいおびひろ225	#10	#13	
42 愛国小学校	226	ほうさいおびひろ226	#10	#13	
43 第一中学校	301	ほうさいおびひろ301	#11	#13	
44 第二中学校	302	ほうさいおびひろ302	#11	#13	
45 翔陽中学校	303	ほうさいおびひろ303	#11	#13	
46 第四中学校	304	ほうさいおびひろ304	#11	#13	
47 第五中学校	305	ほうさいおびひろ305	#11	#13	
48 第七中学校	306	ほうさいおびひろ306	#11	#13	
49 第八中学校	307	ほうさいおびひろ307	#11	#13	
50 大空中学校	308	ほうさいおびひろ308	#11	#13	
51 南町中学校	309	ほうさいおびひろ309	#11	#13	
52 西陵中学校	310	ほうさいおびひろ310	#11	#13	
53 緑園中学校	311	ほうさいおびひろ311	#11	#13	
54 川西中学校	312	ほうさいおびひろ312	#11	#13	
55 清川中学校	313	ほうさいおびひろ313	#11	#13	
56 八千代中学校	314	ほうさいおびひろ314	#11	#13	
57 南商業高等学校	315	ほうさいおびひろ315	#12	#13	
58 帯広三条高校	316	ほうさいおびひろ316	#12		
59 帯広農業高校	317	ほうさいおびひろ317	#12		
60 帯広北高校	318	ほうさいおびひろ318	#12		

【庁内内線電話との通話方法】

無線機からは「*+内線番号」

庁内内線電話からは「82+呼出番号」

設置施設	呼出番号	識別信号	所属グループ		
61 上帯広農業センター	401	ほうさいおびひろ401	#20		
62 太平農業センター	402	ほうさいおびひろ402	#20		
63 戸蔭林業センター	403	ほうさいおびひろ403	#20		
64 桜木農業センター	404	ほうさいおびひろ404	#20		
65 以平農業センター	405	ほうさいおびひろ405	#20		
66 幸福農業センター	406	ほうさいおびひろ406	#20		
67 富士農業センター	407	ほうさいおびひろ407	#20		
68 中戸蔭会館	408	ほうさいおびひろ408	#20		
69 医師会	501	ほうさいおびひろ501	#30		
70 厚生病院	502	ほうさいおびひろ502	#30		
71 協会病院	503	ほうさいおびひろ503	#30		
72 第一病院	504	ほうさいおびひろ504	#30		
73 協立病院	505	ほうさいおびひろ505	#30		
74 北斗病院	506	ほうさいおびひろ506	#30		
75 関西病院	507	ほうさいおびひろ507	#30		
76 帯広中央病院	508	ほうさいおびひろ508	#30		
77 帯広病院	810	ほうさいおびひろ810	#30		
78 警察署（遠隔装置あり801**0）**1当直室 **2警備課	601**0	ほうさいおびひろ801	#40		
79 陸上自衛隊（遠隔装置あり802**0）	602	ほうさいおびひろ802	#40		
80 帯広開発建設部	603	ほうさいおびひろ803	#40		
81 陸運支局	604	ほうさいおびひろ804	#40		
82 社会福祉協議会（グリーンプラザ）	605	ほうさいおびひろ805	#40		
83 帯広ガス	606	ほうさいおびひろ806	#40		
84 北海道電力ネットワーク（遠隔装置あり807**0）	607	ほうさいおびひろ807	#40		
85 N T T	608	ほうさいおびひろ808	#40		
86 帯広駅	609	ほうさいおびひろ809	#40		
87 総務部 危機対策課（車両搭載型1）	701	ほうさいおびひろ701	#02	#04	
88 総務部 危機対策課（車両搭載型2）	702	ほうさいおびひろ702	#02	#04	
89 総務部 危機対策課（車両搭載型3）	703	ほうさいおびひろ703	#02	#04	
90 総務部 危機対策課（車両搭載型4）	704	ほうさいおびひろ704	#02	#04	
91 総務部 危機対策課（車両搭載型5）	705	ほうさいおびひろ705	#02	#04	
92 総務部 危機対策課（車両搭載型6）	706	ほうさいおびひろ706	#02	#04	
93 総務部 危機対策課（車両搭載型7）	707	ほうさいおびひろ707	#02	#04	
94 総務部 危機対策課（車両搭載型8）	708	ほうさいおびひろ708	#02	#04	
95 総務部 危機対策課（車両搭載型9）	709	ほうさいおびひろ709	#02	#04	
96 総務部 危機対策課（車両搭載型10）	710	ほうさいおびひろ710	#02	#04	
97 総務部 危機対策課（車両搭載型11）	711	ほうさいおびひろ711	#02	#04	
98 総務部 総務課 共用車	713	ほうさいおびひろ713	#02	#04	
99 総務部 危機対策課（交通防犯係）	714	ほうさいおびひろ714	#02	#04	
100 経済部 商業労働課	715	ほうさいおびひろ715	#02	#04	
101 都市環境部 環境課	716	ほうさいおびひろ716	#02	#04	
102 都市環境部 清掃事業課	717	ほうさいおびひろ717	#02	#04	
103 市民福祉部 障害福祉課	718	ほうさいおびひろ718	#02	#04	
104 農政部 農村振興課	719	ほうさいおびひろ719	#02	#04	
105 都市環境部 管理課	720	ほうさいおびひろ720	#02	#04	
106 都市環境部 みどりの課	721	ほうさいおびひろ721	#02	#04	
107 都市環境部 住宅営繕課	722	ほうさいおびひろ722	#02	#04	
108 上下水道部 下水道課	723	ほうさいおびひろ723	#02	#04	
109 学校教育部 企画総務課	724	ほうさいおびひろ724	#02	#04	
110 生涯学習部 生涯学習文化課	725	ほうさいおびひろ725	#02	#04	
111 とから広域消防局 消防救助課	726	ほうさいおびひろ726	#02	#04	#05
112 総務部危機対策課 携帯1（卓上）	801	ほうさいおびひろ801	#03	#04	
113 総務部危機対策課 携帯2（卓上）	802	ほうさいおびひろ802	#03	#04	
114 総務部危機対策課 携帯3（卓上）	803	ほうさいおびひろ803	#03	#04	
115 総務部危機対策課 携帯4（卓上）	804	ほうさいおびひろ804	#03	#04	
116 総務部危機対策課 携帯5（卓上）	805	ほうさいおびひろ805	#03	#04	
117 総務部危機対策課 携帯6（卓上）	806	ほうさいおびひろ806	#03	#04	
118 総務部危機対策課 携帯7（卓上）	807	ほうさいおびひろ807	#03	#04	
119 総務部危機対策課 携帯8（卓上）	808	ほうさいおびひろ808	#03	#04	
120 総務部危機対策課 携帯9（卓上）	809	ほうさいおびひろ809	#03	#04	
121 広野小簡易中継局 通常波（市役所対向）	900	ほうさいおびひろ900			
122 広野小簡易中継局 直接波（移動局対向）	901	ほうさいおびひろ901			

【庁内内線電話との通話方法】

無線機からは「*+内線番号」

庁内内線電話からは「82+呼出番号」

資料 4 水防資機材一覧

No.	水防資機材	規格等	保管場所			数量
			大通公園 備蓄庫	備蓄倉庫	本庁舎 物品庫	
			大通公園内	車両センター内	本庁舎地下	
1	土のう袋	48*62cm、PE	10,200			10,200 枚
2	土のう袋	48*62cm、PP	2,000			2,000 枚
3	土のう袋	60*90cm、PP	1,000			1,000 枚
4	丸太(小)	口径10cm長さ120cm	28			28 本
5	丸太(中)	口径12cm長さ180cm	30			30 本
6	丸太(大)	口径12cm長さ365cm	30			30 本
7	配水ポンプ	荏原80SQAE、口径3インチ、3.5PS		2		2 台
8	サクシヨンホース(排水用)	長さ10m、口径3インチ	9			9 本
9	サクシヨンホース(吸水用)	長さ3m、口径3インチ	3			3 本
10	一輪車(深型)	長さ790mm*幅500mm*深さ280mm	4			4 台
11	一輪車(浅型)	長さ790mm*幅690mm*深さ150mm	5			5 台
12	荒縄	9mm*100m	2			2 巻
13	スコップ(角)	全長1050mm	24	20		44 本
14	スコップ(剣先)	全長970mm		70		70 本
15	ツルハシ	両ツルハシ柄付3kg		7		7 本
16	カケヤ	木製、2.8～3.5kg		9		9 本
17	シノ	ビニール巻チカ、全長325mm		10		10 本
18	鋼杭	鉄製、口径1.6cm*長120cm		69		69 本
19	なまし鉄線	#8、3kg		1		1 巻
20	手曲のこ	刃渡420mm		10		10 本
21	鎌	刃渡195mm		21		21 本
22	大工斧	刃渡130mm、刃幅50mm		10		10 本
23	トラロープ	長さ30m、50m		15		15 本
24	両口ハンマー	全長900mm、3.5kg		8		8 本
25	バラシバール	1050mm		10		10 本
26	カナテコバール	1050mm		10		10 本
27	玄能	両口、片口、釘抜き付		29		29 本
28	鉋	鞘付210cm		10		10 本
29	2連梯子	アルミ製、全長527cm		5		5 脚
30	2連梯子	アルミ製、全長731cm		2		2 脚
31	投光機(ハロゲンライト)	500W 三脚付		10		10 機
32	水銀作業灯	300W		10		10 機
33	コードリール	50m		5		5 巻
34	ブルーシート	各種		60		60 枚
35	懐中電灯(防水)	－		7	3	10 本
36	ヘルメット	－		72	21	93 個
37	雨衣	L、LL		59	18	77 着
38	長靴	26.0、27.0cm		72	15	87 足

※不足が生じた場合は、他自治体、防災協定締結企業等から資機材を調達する。

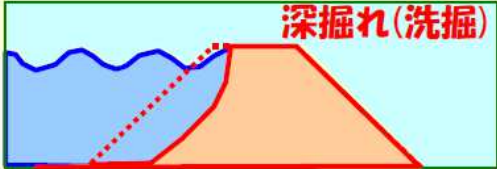
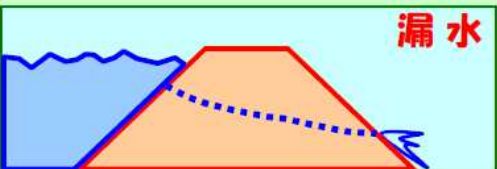
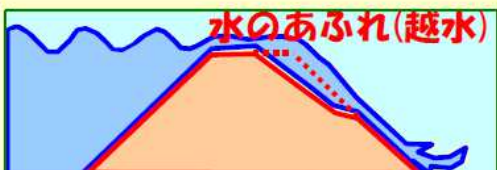
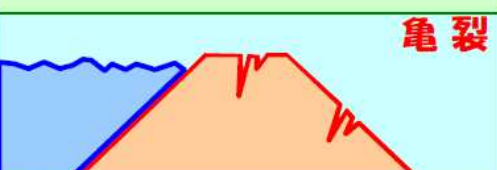
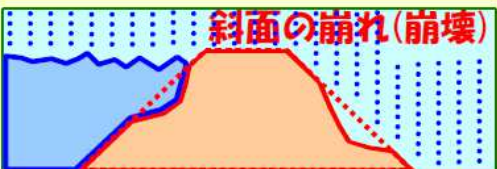
【消防保有分】

令和6年4月1日現在

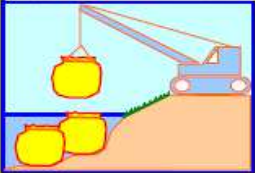
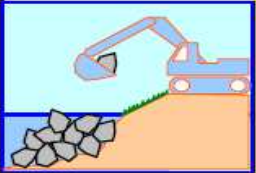
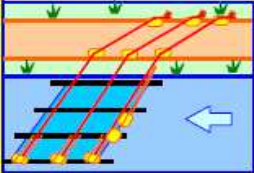
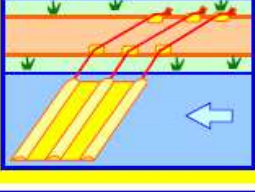
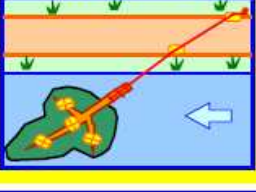
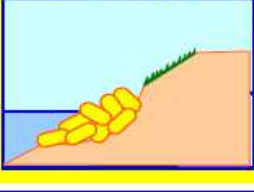
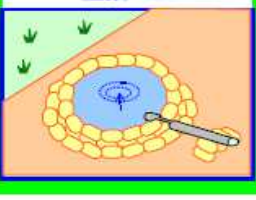
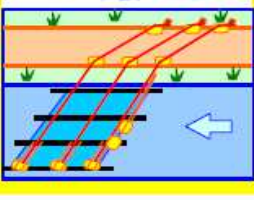
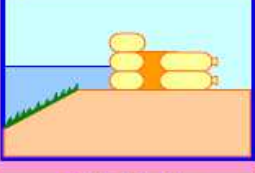
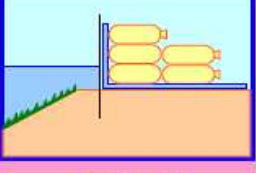
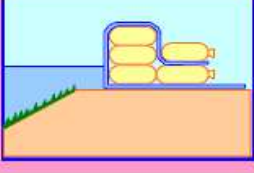
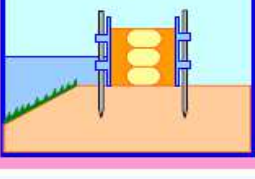
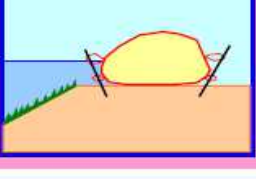
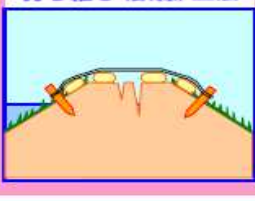
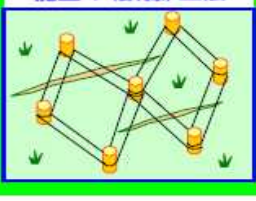
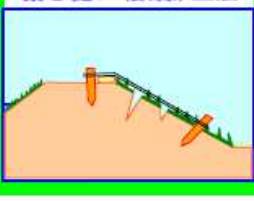
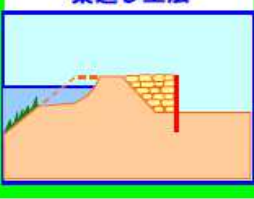
No.	水防資機材	保管場所																				合計 数量	
		帯広消防署								帯広市消防団													
		本署	柏林台出張所	南出張所	東出張所	大正出張所	森の里出張所	川西分遣所	計	帯広第1分団	帯広第2分団	帯広第3分団	帯広第4分団	帯広第5分団	川西第1分団	川西第2分団	川西第3分団	川西第4分団	川西第5分団	大正第1分団	大正第2分団		計
1	可搬動力ポンプ	7		1					8	1							1	1	1	1		5	13
2	水中ポンプ	3							3														3
3	角スコップ	93	12	6	8	6	6	11	142	1				8	1	7	5	7	10	4	9	52	194
4	剣先スコップ	76	14	7	3	4	8	11	123	1	1	1	1	6	6	10	12	8	13	1	10	70	193
5	ツルハシ	8	2	1	1	1	2	1	16			1		2	1	1		2	2	1	1	11	27
6	鎌	13	10	6	5	4	9		47							3	15	7	10			35	82
7	クワ		3				1		4							5	3		11			19	23
8	斧	21	7	1	1	2	1		33	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1	16	49
9	マサカリ	2							2														2
10	ノコギリ	7	9	2	2		3	5	28														28
11	カケヤ	6	1						7				1	1						2		4	11
12	ハンマー	5	3	2	1	1	2		14						1			1				2	16
13	金てこ	23	7	5	3	2	9		49	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	14	63
14	長とび	40	10	3	9	2	4		68	5	2	2	2	11	23	15	20	27	27	28	34	196	264
15	土のう	67	172						239														239
16	チェーンソー	4				1			5	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	10	15
17	エンジンカッター	13	2	1	1	1	1	1	20														20
18	発電機	10	2	1	1	1	1	1	17	1			1	1	1		1	1	1	1	1	9	26
19	投光器	14	2	1	1	3	1	1	23	1			1	1	1		1	1		1	1	8	31
20	強力ライト	20	6	5	3	4	5	2	45	2	1			1	2	1	3	2	2	2	12	28	73

資料5 水防工法

水防活動では、速やかに現地状況に適合した工法を選定し、迅速に対応することが重要です。以下に、被災要因および対策の基本方針を示します。

被災要因	対策の基本方針
 深掘れ(洗掘) 築堤部・掘込部に関わらず、川側で発生します。	激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態を「深掘れ(洗掘)」と呼びます。 [対策] 特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する恐れがあります。深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要です。
 漏水 築堤部の居住地側で発生します。	河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなることにより、堤防又は基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出した状態を「漏水」と呼びます。 [対策] 漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊する恐れがあります。漏水量を増加させないように、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要です。
 水があふれ(越水) 築堤部・掘込部に関わらず発生します。	河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて溢れ出した状態を「水があふれ(越水)」と呼びます。 [対策] 溢れ出した水が堤防上面や居住地側斜面を削り、決壊する恐れがあります。水が溢れないよう、堤防を嵩上げる対策が必要です。
 亀裂 主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生します。	河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状態を「亀裂」と呼びます。 [対策] 亀裂が進行し決壊する恐れがあります。亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要です。
 斜面の崩れ(崩壊) 主に築堤部で発生します。川側・居住地側に関わらず発生します。	激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態を「斜面の崩れ(崩壊)」と呼びます。 [対策] 水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起る恐れがあります。居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策が必要です。

被災要因毎の対策として、有効な水防工法を以下に示します。

分類	水 防 工 法 の 種 類		
深掘れ（洗掘）対策	大型土のう・大型ブロック工法  捨石（バックホウ）工法  シート張り工法  水防マット工法  木流し工法  捨土のう（人力）工法 		
漏水対策	月の輪工法  釜段工法  シート張り工法 		
水のおふれ（越水）対策	積土のう工法  改良積土のう工法  改良積土のう工法（2）  せき板工法  水のう工法 		
亀裂対策	打ち継ぎ（鉄線）工法  籠止め（鉄線）工法  繋ぎ縫い（鉄線）工法 		
斜面の崩れ（崩壊）対策	大型土のう工法  杭打積土のう工法  築廻し工法 		

帯 広 市 水 防 計 画

令和 7 年 2 月

帯 広 市
(総務部危機対策課)